

岐阜市観光振興検討委員会

報 告 書

令和6年12月24日

岐阜市観光振興検討委員会

目 次

1 はじめに	
(1)観光振興の重要性	3
(2)財源確保の必要性	3
(3)観光振興検討委員会の設置	3
(4)検討の流れ(経過)	3
2 諮問事項にかかる検討内容	
(5)岐阜市の現状	4
(6)岐阜市の観光施策の状況	6
(7)今後の取り組みの方向性	9
(8)財源の検討	9
(9)宿泊税の制度案の検討	16
3 検討のまとめ	
(10)宿泊税の制度案	29
(11)導入スケジュール(想定)	29
(12)宿泊税の活用スキーム案	30
4 おわりに	
(参考)岐阜市観光振興検討委員会の概要	31
(参考)諮問書	32

1 はじめに

(1)観光振興の重要性

岐阜市では、令和2年3月に策定した「岐阜市観光ビジョン」に基づき、官民が連携して様々な観光施策を推進しているが、今後、人口減少や少子高齢化の進展による地域の経済産業活動の縮小が懸念される中で、裾野が広く様々な産業に経済効果が及ぶとともに、交流人口を拡大させ地域経済の活性化に貢献する観光振興の重要性はますます高まっている。

また、岐阜市の観光入込客数は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて大きく落ち込んだものの、同感染症の5類移行や国の水際対策の終了により回復基調にある。今後も持続可能な観光まちづくりを推進していくためには、コロナ禍を経た旅行者ニーズの多様化など観光を取り巻く状況の変化に的確に対応し、観光振興への取り組みを強化・拡充していく必要がある。

(2)財源確保の必要性

岐阜市の人口は今後も減少していくと考えられ、大きな税収増が見込めない一方で、社会保障関係費の支出増加などにより財政面に大きな影響が及ぶことが懸念される。将来にわたり観光振興の強化・拡充策を継続的に展開していくためには、従来の財源に頼らない新たな安定的な財源を確保していく必要がある。

(3)観光振興検討委員会の設置

このような中、岐阜市において観光振興施策に関する調査及び審議を行う機関として、令和5年4月に「岐阜市観光振興検討委員会」を設置した。

本委員会では、「岐阜市の持続可能な観光まちづくりを推進していくための取り組みの方向性および財源確保の方策」について市の諮問を受け、宿泊、交通といった本市の観光産業に携わる各事業者や学識経験者など多様な委員の視点で意見を交わすとともに、様々な調査、課題整理等に基づく検討を効率的に進めるため、本委員会内に「財源検討部会」を設け検討作業にあたった。

(4)検討の流れ(経過)

岐阜市の観光を取り巻く状況等を踏まえたうえで、将来に向け持続可能な観光まちづくりを推進していくための取り組みの方向性として「観光ビジョンの実現に向け、市民の宝である鶺鴒や岐阜城を基軸とした『本物志向の観光まちづくり』に継続的に取り組むとともに、様々な観光振興策を強化・拡充していく」とまとめた。

次に、そうした取り組みを推進していくための新たな観光振興財源について協議するにあたり、地方公共団体の各特定財源について、制度の主旨や実情などから検証した結果、新たな観光振興財源とするには「宿泊税が最も適当」との結論に至った。

その後、宿泊税の制度について検討を進めるにあたり、先行して宿泊税を導入している自治体の事例をはじめ、市内宿泊事業者へのアンケート調査や観光に関連する様々な事業者からも聞き取りを実施しながら議論を重ね、岐阜市における宿泊税の制度案を取りまとめた。

2 諮問事項にかかる検討内容

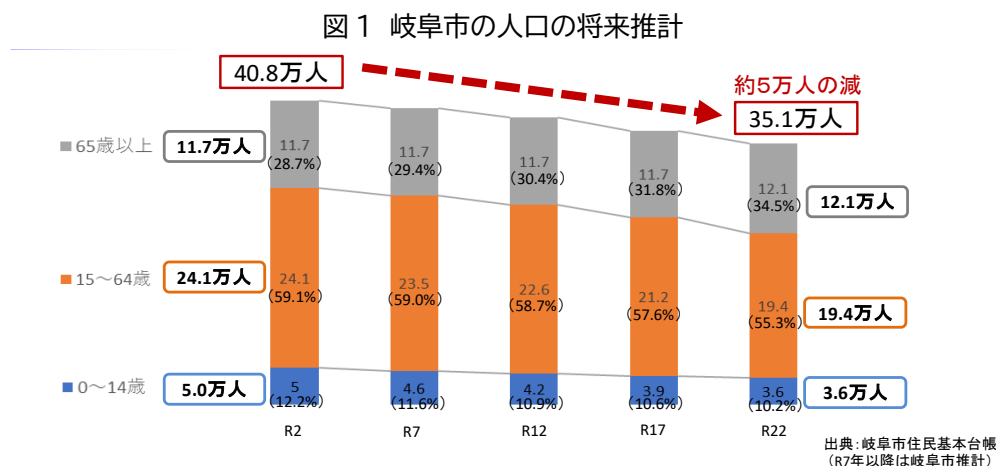
(5) 岐阜市の現状

①人口将来推計

岐阜市の人口は令和2年に40万8千人であったが、令和22年には35万1千人へと、約5万人の減少が見込まれている。

年代別では65歳以上が令和2年の11.7万人(28.7%)から令和22年には12.1万人(34.5%)に増加する一方、15～64歳の働き盛り世代は令和2年の24.1万人(59.1%)から令和22年には19.4万人(55.3%)に、0～14歳の子ども世代は令和2年の5万人(12.2%)から令和22年には3.6万人(10.2%)にそれぞれ減少し、人口減少・少子高齢化が一層進展すると見込まれている。

(図1)



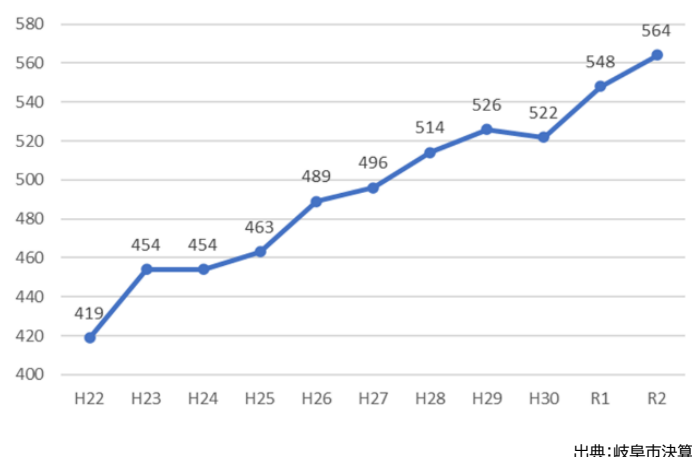
②財政状況

市の財政状況

岐阜市の財政状況は、市民生活に密接に関連する社会保障費の支出をみると平成22年度と令和2年度の決算額対比で、10年間で約35%増加している。今後も岐阜市が担う社会保障費は増加基調が続くものと見込まれるため、市の財政面にとって大きな影響を受けるものと考えられる。

(図2)

図2 岐阜市の社会保障費決算額(H22～R2)



また、岐阜市中期財政計画によると市税収入は同規模で推移するとみられるが、市債残高および実質公債比率についても今後も増加基調が見込まれ、財政運営の硬直化が懸念される。

(※図3、4)

図3 市税収入額

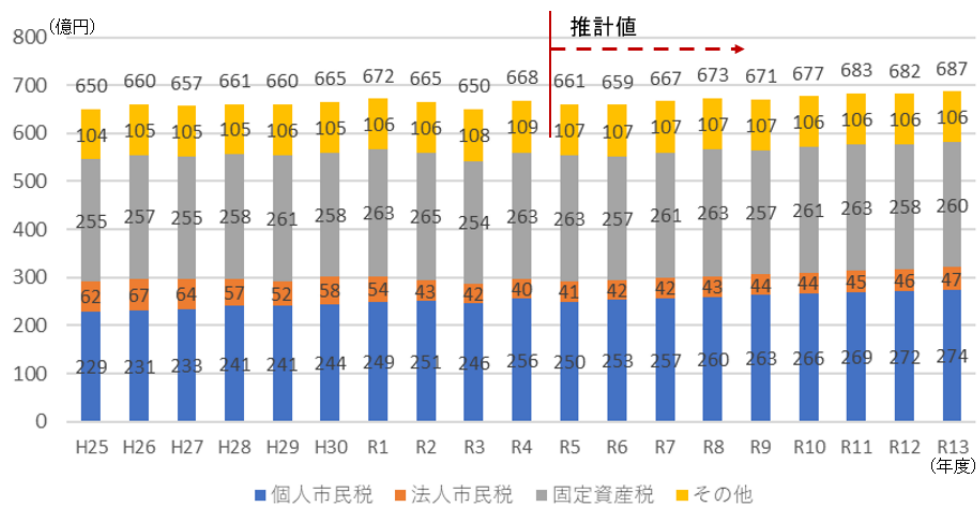


図4 市債残高・実質公債比率見込

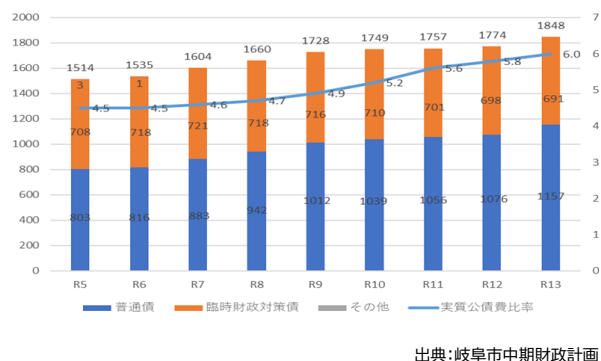
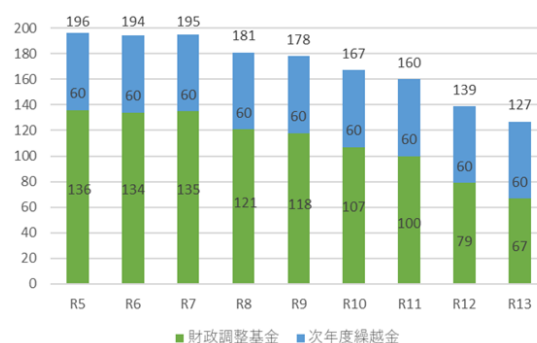


図5 留保財源の見込



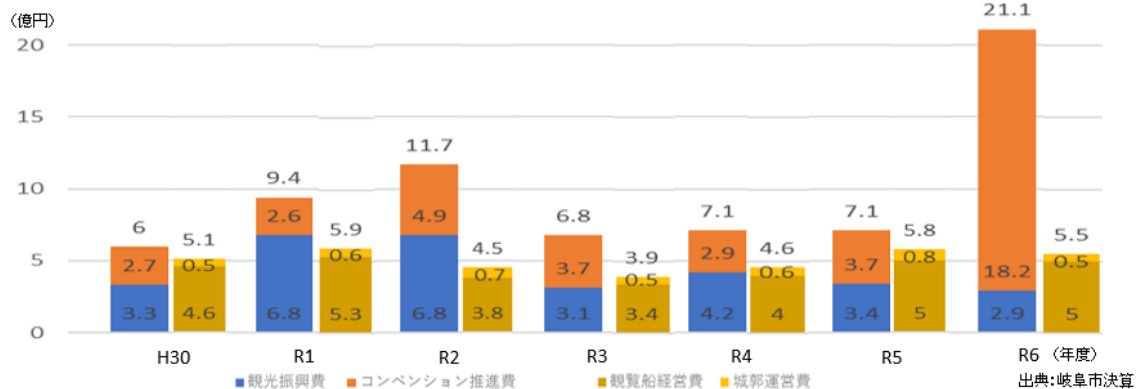
留保財源は減少傾向で推移するものの、行財政改革プランで定める目標額を維持できるものと見込まれる。しかし実質単年度収支ベースでは赤字が続くと想定されるため、財源確保に努めるものとされている。(※図5)

観光関連事業費の状況

一方、ぎふ魅力づくり推進部が所管する観光関連事業費は、一般会計は観光振興費とコンベンション推進費に、特別会計は鶺鴒関連の観覧船運営費と岐阜城関連の城郭運営費に区分される。

平成30年度からの観光振興費等の決算額(令和5年度、6年度は予算額)を見ると、大河ドラマ放映時の関連経費や新型コロナウイルス感染症拡大により落ち込んだ観光需要の喚起策として実施した観光キャンペーンの実施等など臨時的なものを除くと、一般会計と特別会計合わせて、概ね11億円前後で推移している。(※図6)

図6 観光振興費等の決算額(R5,R6 年度は予算額)

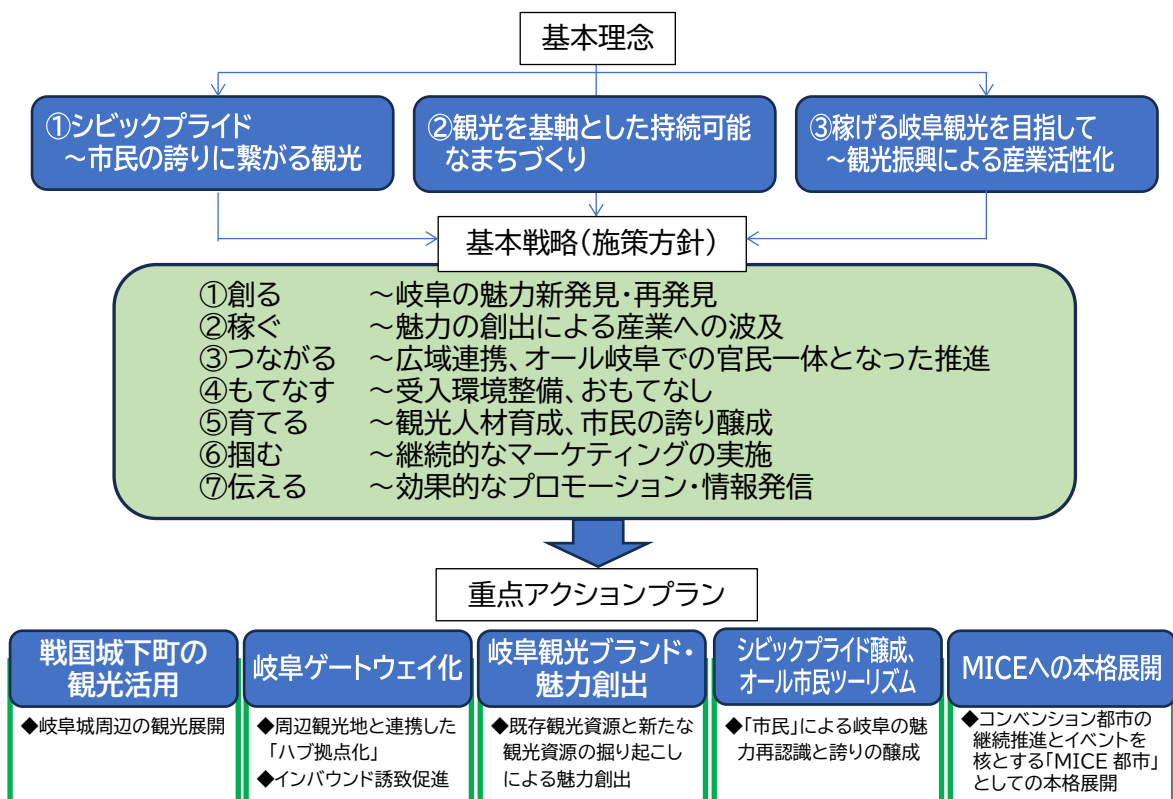


2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度
11.1億円 (うち一般財8.7億円)	15.3億円 (うち一般財12.2億円)	16.2億円 (うち一般財13.0億円)	10.7億円 (うち一般財8.7億円)	11.7億円 (うち一般財7.7億円)	12.9億円 (うち一般財7.6億円)	26.6億円 (うち一般財8.4億円)
【一般会計】 観光振興費 3.3億円 コンベンション推進費 2.7億円	【一般会計】 観光振興費 6.8億円 コンベンション推進費 2.6億円	【一般会計】 観光振興費 6.8億円 コンベンション推進費 4.9億円	【一般会計】 観光振興費 3.1億円 コンベンション推進費 3.7億円	【一般会計】 観光振興費 4.2億円 コンベンション推進費 2.9億円	【一般会計】 観光振興費 3.4億円 コンベンション推進費 3.7億円	【一般会計】 観光振興費 2.9億円 コンベンション推進費 18.2億円
【観光事業特別会計】 観光船舶経営費 4.6億円 城郭運営費 0.5億円	【観光事業特別会計】 観光船舶経営費 5.3億円 城郭運営費 0.6億円	【観光事業特別会計】 観光船舶経営費 3.8億円 城郭運営費 0.7億円	【観光事業特別会計】 観光船舶経営費 3.4億円 城郭運営費 0.5億円	【観光事業特別会計】 観光船舶経営費 4.0億円 城郭運営費 0.6億円	【観光事業特別会計】 観光船舶経営費 5.0億円 城郭運営費 0.8億円	【観光事業特別会計】 観光船舶経営費 5.0億円 城郭運営費 0.5億円
※臨時分 大河ドラマ館 2.6億円	※臨時分 大河ドラマ館 2.6億円	※臨時分 大河ドラマ館 3.3億円 コロナ対策 1.9億円				※臨時分 施設修繕等 16.0億円

(6) 岐阜市の観光施策の状況

① 岐阜市観光ビジョン

岐阜市では、市民・行政・観光に関連する事業者が一体となって観光振興に取り組む指針として、令和2年3月に岐阜市観光ビジョンが策定された。ビジョンでは3つの基本理念と7つの基本戦略の実現に向け、5つの重点アクションプランを設定し様々な取り組みを推進することとしている。



また、5つの項目と目標値を定め、その目標を達成するために様々な観光施策を展開することとしている。（表1）

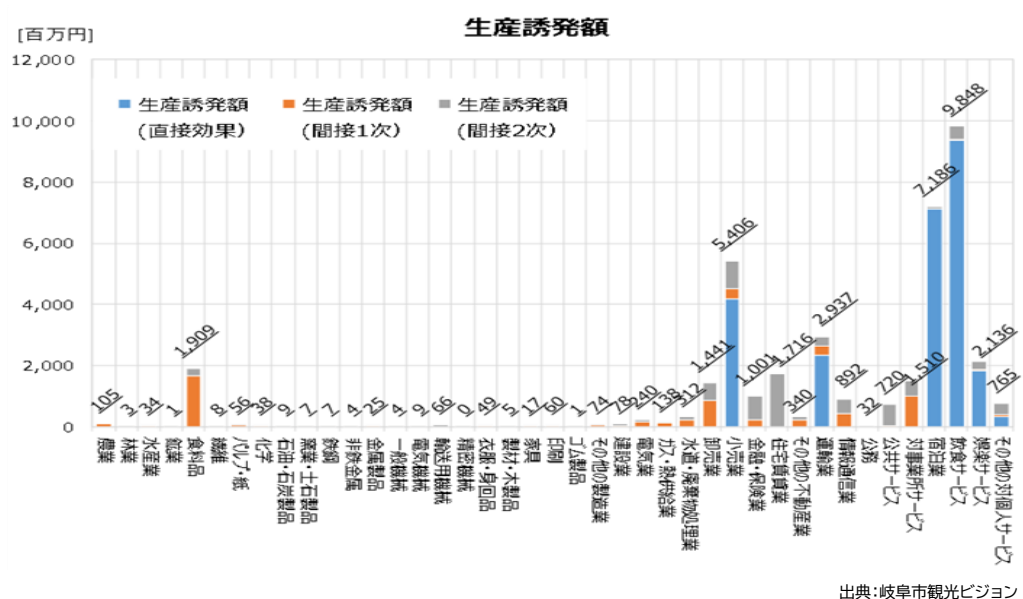
表1 岐阜市観光ビジョンに掲げる目標値

項目		H30 (2018)年度 実績値		R11 (2029)年度 達成目標
①主要観光施設延入込者数		約62.5万人	⇒	約68.5万人
②市内宿泊者数	延宿泊者数	約57万人	⇒	約59万人
	国内 延宿泊者数	約50.4万人	⇒	約50.4万人 (維持)
	外国人 延宿泊者数	約6.6万人	⇒	約8.6万人
③観光に伴う経済波及効果		約390億円	⇒	約429億円
④訪問意向率		73.2%	⇒	80%以上
⑤市民の誇り度	各観光資源 魅力度			2018年度比 10%増
	観光資源が豊 かなまちだと思 う人の割合	53.9%	⇒	60%以上

観光分野は裾野が広く、飲食サービス業や宿泊業、小売業など様々な産業が関連しており、観光振興による経済波及効果が広範囲に及ぶだけでなく、地域の活性化や市民の誇り、すなわちシビックプライドの醸成にもつながることから、岐阜市にとって重要な産業である。

このため、将来に向け、官民で連携しながら、継続的に観光施策の強化・拡充を図っていく必要がある。（図7）

図7 経済波及効果



②主な観光施策

岐阜市は、長良川と鶺鴒、金華山・岐阜城に代表されるように、歴史・伝統文化と美しい自然や景観が織りなす魅力にあふれており、官民が連携して、市民の宝でもあるこれらの観光資源の保存・活用を図りながら、様々な観光振興に取り組んできた。

なお、直近の令和2年度から6年度における岐阜市の主な観光施策(重点施策)は以下のとおりである。(表2)

表2 令和2年度～6年度の主な観光施策(重点施策)

令和2年3月	岐阜市観光ビジョンを策定
令和2年4月	観光コンベンション課内にロケツーリズム推進室を設置
令和3年1月	ライトアップイベント「ぎふ灯り物語」を開催
令和3年1月	ぎふ長良川鶺鴒かわまちづくり計画を策定
令和4年5月	高級鶺鴒観覧船の運航を開始
令和5年8月	第1回ぎふ長良川花火大会を開催
令和6年3月	鶺鴒観覧船の新予約システムの運用を開始
令和6年3月	公益財団法人岐阜観光コンベンション協会が地域DMO候補法人に登録
令和6年4月	観光コンベンション課内にインバウンド推進室を設置

また、「本物志向の観光まちづくり」を掲げ、本市が有する観光資源の価値や魅力の向上を図るため、各計画等に基づく関連事業のほか、従来からの継続事業についても強化・拡充に取り組んでいる。(図8)

図8 観光施策に関連した主な取り組み

○史跡岐阜城跡整備基本計画

- ・山上部の発掘調査、
- ・山上部の城郭景観復元(樹木伐採など)
- ・山麓居館庭園整備 など

○岐阜城天守閣耐震化計画

- ・岐阜城天守閣、資料館の耐震補強工事
- ・岐阜城天守閣、資料館の展示リニューアル など

○岐阜市歴史博物館総合展示室リニューアル

○岐阜公園再整備基本計画

- ・ビクターセンター整備 など

○ぎふ長良川鶺鴒かわまちづくり計画

- ・鶺鴒観覧船陸揚用坂路整備 など

○公共施設等マネジメント

- ・長良川国際会議場、じゅうろくプラザの大規模修繕 など

【その他強化・拡充すべき事業】

- ・岐阜観光コンベンション協会の体制強化
- ・ナイトタイムコンテンツの強化
(パノラマ夜景・ぎふ灯り物語の期間延長)
- ・国内外プロモーションの拡充
- ・ターゲットごとの誘客宣伝の強化
(SNS発信、SEO対策など)
- ・日本遺産を活用した観光誘客推進
- ・鶺鴒観覧船事業の利便性・付加価値の向上
- ・インバウンド対策の強化(多言語対応など)
- ・文化財等の既存の観光資源の積極活用
- ・新たな観光資源の開発(官民連携の促進)
- ・不測の事態に対応する施策 など

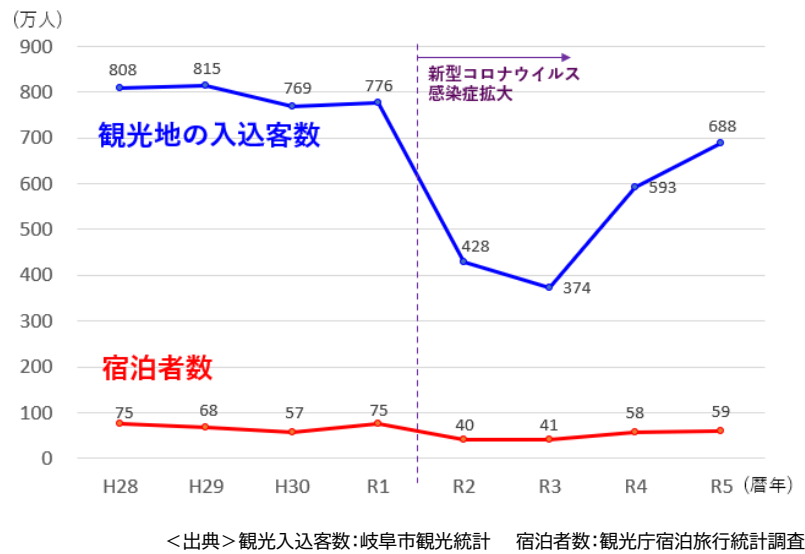





一方、岐阜市の観光入込客数は令和元年には約776万人だったが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和3年にはコロナ前の約1/2の約374万人まで減少した。その後は回復基調にあり、令和5年には約688万人とコロナ禍前の約9割まで回復した。(図9)

しかしながら、いまだピーク時の人数には至っておらず、地域活性化を図っていくためにはさらなる観光振興の取り組みが必要である。

図9 観光入込客数・宿泊者数の推移



(7) 今後の取り組みの方向性

岐阜市の財政面における現状及び観光施策の状況を踏まえながら、観光ビジョンの実現に向け、市民の宝である鶯飼や岐阜城を基軸とした「本物志向の観光まちづくり」に継続的に取り組むとともに、様々な観光振興策を強化・拡充していくことを今後の取り組みの方向性として位置づけた。

なお、具体的な取り組みについて、改めて後段に示すものとする。(※表6)

また、岐阜市の観光の将来を見据え、将来にわたり観光振興予算を安定的に確保していくためには、従来の財源に頼らない、新たな観光振興財源を確保する必要があるため、引き続き、効果的な財源確保の方策について検討していくこととする。

(8) 財源の検討

① 基本的な考え方

新たな観光振興財源を検討するにあたり、以下の3点を基本的な考え方とした。

1. 財源の負担者

観光振興の目的ゆえに、観光資源やサービスを享受する観光客に負担を求めること

2. 財源の使途

観光分野は裾野が広く様々な産業に経済波及効果があることも踏まえ、できるだけ幅広い事業を対象としつつも、中期財政計画に見込んでいる事業は既存の財源の中で対応すべきであることから、新たな財源を充当する対象は特に岐阜市の中期財政計画に含まれていない大型事業やそれ以外の新規、拡充事業、非常時の対策事業などに充てること

3. 財源の規模

概ね1億円程度を目安とすること

②財源候補の整理

新たな観光振興財源の検討にあたり、候補となりうる地方自治体の財源としては、使途が特定されない一般財源と使途が決まっている特定財源の大きく2種類に分けられ、さらに自治体が自ら徴収する自主財源と国などから交付される依存財源の2種類に分けられる。観光振興という特定の目的を実現するための財源であることから、特定財源かつ自主財源が候補となる。

地方自治体の特定財源かつ自主財源としては、手数料、分担金・負担金、使用料、寄附金・協力金、地方税が挙げられる。そこで、各財源候補について、考えられる方策、規模、安定性、受益者負担、性質の観点から比較検討を行った。(表3)

表3 特定財源の内容、事例

種 類	内 容	事 例
手数料	特定の者が提供する役務に対し、対価として徴収するもの	・ごみ処理手数料 ・住民票発行手数料
分担金 負担金	地方公共団体が行う特定の事業に必要な経費に充てるため、特に利益を受ける者から、受益の限度の範囲で徴収するもの	重要文化的景観整備事業分担金
使用料	行政財産の使用や公の施設の利用の際に徴収するもの	観光施設入場料
寄附金 協力金	事業の必要経費に充てるため、相当の給付を行うことなく金銭その他財産の給付を受けるもの	・ふるさと納税 ・クラウドファンディング
地方税 (目的税)	法定 目的税	地方税法上、地方団体が「課するもの」と規定されている税 ・入湯税（消防施設整備、観光振興等に活用） ・事業所税（教育文化施設整備、水路整備等に活用） ・都市計画税（市街地開発、公園整備等に活用）
	法定外 目的税	条例で定めて新設可 新設には総務大臣の同意が必要 ・宿泊税(東京都など9自治体で導入) ・乗鞍環境保全税(岐阜県で導入)

手数料

手数料は、特定人に地方公共団体が提供する役務について、その役務の受益が特定人に限られることに着目し、その役務を提供するために要する経費の全部または一部を負担させるものである。

手数料を新たな観光振興財源策として考える場合、既存の手数料の見直し(値上げ)を行うか、または新たな手数料を設定することになる。提供される役務によって財源規模は異なってくるが、概ね安定的な収入を見込むことが可能であり、役務の提供を受ける者から徴収するため、受益者負担が明確な財源である。一方、手数料は特定役務の原価(人件費等)に充てられるべきものであるため、既存財源の中で管理すべきであり、また、観光振興にかかる手数料が現状では設定されていないことから、議論の対象外とした。

考えられる方策	①現行制度の値上げ ②新設
規 模	提供される役務による
安 定 性	制度で規定するため、概ね安定的に見込むことが可能
受益者負担	役務の提供を受ける者であり、明確
性 質	・手数料徴収により一定額の歳入確保が可能 ・特定役務の原価(人件費等)に充てるものであり、既存財源の中で管理すべき

分担金・負担金

分担金・負担金は、地方公共団体が特定の事業に要する経費に充てるため、当該事業によって利益を受ける者に対し、その受益を限度として公権力に基づいて賦課徴収するものである。

分担金・負担金を新たな観光振興財源策として考える場合、現行制度の値上げを行うか、または新たな分担金・負担金を設定することになる。実施する事業により財源規模は異なるものの、概ね安定的な収入を見込むことが可能であり、該当する事業等の参画者から徴収するため受益者負担が明確な財源である。一方、実施される事業の必要経費等に充てるものであることから、既存財源と合わせて効果や採算性などを踏まえて検討すべきであり、また、岐阜市の現状において、新たに分担金・負担金の徴収をするプロジェクトがないことから、議論の対象外とした。

考えられる方策	①現行制度の値上げ ⇒該当する事業(プロジェクト)がない ②新設 ⇒該当する事業(プロジェクト)がない
規 模	実施する事業による
安 定 性	制度で規定するため、概ね安定的に見込むことが可能
受益者負担	事業等の参画者であり、明確
性 質	・分担金(負担金)徴収により一定額の歳入確保が可能 ・事業等の原価(必要経費等)に充てるものであり、既存財源の中で管理すべき ・特定の事業を立ち上げる際に、既存財源と合わせ効果や採算性等を踏まえ検討

使用料

使用料は、特定の受益を有する特定人がその実費負担的な意味で徴収されるものであり、物的施設の維持管理費の全部又は一部を当該特定人に負担させることをその根拠とするものである。原則として受益の程度に応じ実費弁償的に必要な最低限度の金額にとどめるべきであり、同様の理由で貧富の差など応能的な見地から差等を設けることはできない。

使用料を新たな観光振興財源策として考える場合、既存施設の使用料を値上げするか、または新たな使用料を設定することになる。新たな使用料を設定する予定は現在のところ岐阜市にはなく、既存施設等の使用料の見直しが想定される。概ね安定的な収入を見込むことが可能であり、また施設等の利用者から徴収するため受益者負担が明確な財源である。一定の歳入確保が可能ではあるものの、観光施設のみならず施設の使用料については施設の性質に応じた受益者負担の適正化の観点から、統一的な基準に基づき市全体で議論すべきと判断した。

考えられる方策	①既存施設の値上げ ②新設 ⇒予定なし										
規 模	<table> <tr> <td>・岐阜城</td><td>256,704人</td></tr> <tr> <td>・鵜飼観覧船(乗合船)</td><td>18,481人</td></tr> <tr> <td>・長良川鵜飼伝承館</td><td>23,481人</td></tr> <tr> <td>・歴史博物館</td><td>52,178人</td></tr> <tr> <td>・岐阜公園駐車場</td><td>131,718台</td></tr> </table> ※いずれもR5年実績	・岐阜城	256,704人	・鵜飼観覧船(乗合船)	18,481人	・長良川鵜飼伝承館	23,481人	・歴史博物館	52,178人	・岐阜公園駐車場	131,718台
・岐阜城	256,704人										
・鵜飼観覧船(乗合船)	18,481人										
・長良川鵜飼伝承館	23,481人										
・歴史博物館	52,178人										
・岐阜公園駐車場	131,718台										
安 定 性	制度で規定するため、概ね安定的に見込むことが可能										
受益者負担	施設等の利用者であり、明確										
性 質	・使用料徴収により一定額の収入確保が可能 ・施設等の原価(維持管理費等)に充てるものであり、既存財源の中で管理すべき ・市全体で統一的な算定基準を定めており、観光関連施設だけで判断ができない										

寄附金・協力金

寄附金・協力金は、当該地方公共団体以外の者から受ける金銭の無償譲渡である。

寄附金・協力金を新たな観光振興財源とする場合、ふるさと納税やクラウドファンディングの活用が考えられる。ふるさと納税については、現在岐阜市でも実施しており、寄附金・協力金を新設する余地はあると考えられる。受益者負担という観点から考えると、趣旨への賛同者が納入するものであり、事業等の受益者には限られないものである。寄附金・協力金は特定の事業等のために臨時的かつ広範囲から資金を集めるのに効果的な手法であり、想定を超える額が納入される可能性がある一方で、強制力がなく、納入者も不定であるため安定性を欠くものであり、収入見込みを立てることも困難である。そのため、観光振興の恒久的な財源としてはそぐわないと判断した。

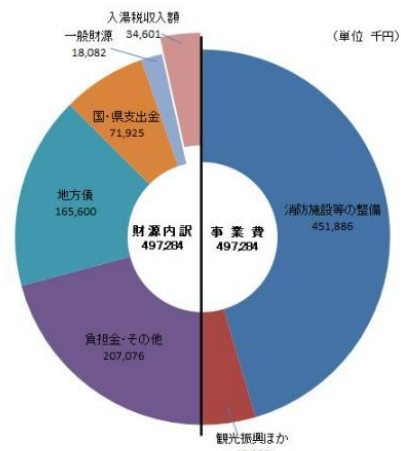
考えられる方策	ふるさと納税(クラウドファンディングを含む) ⇒新設の余地あり
規 模	事業等による
安 定 性	強制力がなく、納入者も不定のため安定性を欠き、 見込みも困難
受益者負担	事業等の受益者に限られない
性 質	・特定の事業等のために臨時的かつ広範囲から資金を集める のに効果的な手法 ・想定を超えた集金ができる可能性がある一方、任意である ためリスクも大きい

法定目的税

法定目的税は、地方税法上、地方公共団体が全国一律で「課するもの」、「課することができる」と規定されている税のうち、あらかじめ用途が特定されて徴収するものである。

地方税法第5条において、入湯税、事業所税、都市計画税などが規定されている。法定目的税のうち、観光振興に充てられるものは入湯税のみであり、入湯税の用途は地方税法第701条において、観光振興のほかに環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備に要する費用に充てると規定されている。(図10)

図10 岐阜市における入湯税の使途及び事業等の財源内訳(R4年度)



<出典>岐阜市ホームページ

岐阜市において法定目的税を新たな観光振興財源とする場合の手法は、入湯税の超過課税が考えられ、現在の岐阜市における入湯税額1人150円の引き上げが対象となる。入湯税は地方税法で定められた税目で安定した収入を見込むことが可能であり、1,000円を超える料金で温泉施設を利用する利用者から徴収することから、受益者負担が明確な財源であり、一定額の歳入規模を図り観光振興に充てることが可能である。しかしながら、温泉を敷設している宿泊事業者のみが課税対象であることから、超過課税を適用した場合、ごく一部の宿泊事業者のみで実質的な値上げにつながり公平を欠くとともに、現行料金から許容される値上げ幅では増税効果も小規模にとどまる。

このようなことから、入湯税については課税対象者が少なく財源規模も小さいなど、観光振興の恒久的な財源としては考えにくいと判断した。

考えられる方策	入湯税の超過課税（標準税率：150円）
規 模	鉱泉利用施設：8施設 R4年度入湯客数：230,671人 R4年度収入額：34,601千円
安 定 性	制度で規定するため、概ね安定的に見込むことが可能
行為と負担	温泉施設利用者（宿泊者）が負担 (1,000円以下の日帰り入浴は課税免除)
性 質	税金として一定額の歳入確保を図り、観光振興に充てること が可能
検 証	超過課税(50～100円)を適用した場合： ⇒①宿泊事業者の間でごく一部のみが値上げになり、 不公平感がある ②増税効果が1,200万～2,300万円と小規模

法定外目的税

法定外目的税は、地方税法に定める税目以外で、地方公共団体の条例に基づき課することができるものである。普通税と異なり、地方交付税の基準財政収入額の算出に関係しない税であることから、特定の目的以外に使われず財源を確保できる効果的な方策として、2000年の創設以来いくつかの自治体で導入する動きがみられる。

現在、岐阜市において法定外目的税は制度化されておらず（見直しの対象はなく）、新たな法定外目的税の導入について検討することとなる。

そこで、まず観光振興を目的とした財源は観光客が負担するという基本的な考え方にに基づき、
(1)観光行動のうちいずれの行動を課税対象とすべきか
(2)他都市の観光振興のための法定外目的税の導入事例
の2点から、どのような税が考えられるか検証した。

(1)課税対象とする観光行動について

岐阜市内で考えられる主な観光行動を検証したところ、宿泊行動以外は、いずれも観光目的か日常利用かの区別、すなわち課税対象者の把握が困難と考えられる。（表4）

表4 法定外目的税の課税対象となりうる観光行動

観光行動	課税対象	課税対象者の把握
入 域	岐阜市内への来訪	全ての入域の把握は不可能
交通機関利用	交通機関の利用 (鉄道、バス、タクシー等)	観光目的での利用か日常生活での利用かの把握が困難
駐車場利用	有料駐車場の利用	観光目的での利用か日常生活での利用かの把握が困難
飲 食	飲食店等での飲食	観光目的での利用か日常生活での利用かの把握が困難
宿 泊	ホテル・旅館等への宿泊	他の観光行動と比べて、日常生活での利用が少ない
お土産購入	土産品店等での土産品購入	・観光目的での利用か日常生活での利用かの把握が困難 ・「お土産」の定義が各々で異なるため、範囲を明確にできない
その他体験	登山、釣り等の体験活動	観光目的での利用か日常生活での利用かの把握が困難

(2)他都市の観光振興に関連する法定外目的税の導入事例

乗鞍岳の駐車場利用に対して課税する「乗鞍環境保全税」、河口湖での遊漁行為に対して課税する「遊漁税」、離島訪問者に課税する「環境協力税」および「美ら島税」などが挙げられる。これらの導入事例から考えると、山岳への入山や離島への訪問など、各導入地域に限定的な事情によるところが多く、いずれも岐阜市には当てはまらないと考える。(図表5)

表5 宿泊税以外の法定外目的税の他自治体における導入事例

名 称	導入自治体	施行日	使 途	税 率	負担者	税収(千円)
乗鞍環境 保全税	岐阜県	H15.4.1	乗鞍地域の自然環境の 保全にかかる施策に要 する費用	観光バス 3,000円 一般乗合バス 2,000円 自動車 定員11～29人 1,500円 定員10人以下 300円	駐車場利用者	(R4年度) 8,152
遊漁税	山梨県 富士河口湖町	H15.11.15	河口湖及びその周辺地 域における環境の保全、 環境の美化及び施設の 整備の費用	100円	河口湖での遊 漁行為を行う者	(R5年度) 10,324
環境協力税	沖縄県 伊是名村	H17.4.25	環境の美化、環境の保 全及び観光施設の維持 整備に要する費用	100円	伊是名島、伊平 屋島、渡嘉敷島 への訪問者	(R3年度) 伊是名村 3,000
	沖縄県 伊平屋村	H20.7.1				伊平屋村 2,000
	沖縄県 渡嘉敷村	H23.4.1				渡嘉敷村 6,000
美ら島税	沖縄県 座間味村	H30.4.1	環境の美化、保全及び 観光施設の維持整備に 要する費用	100円/人・回	座間味島、阿嘉 島、慶留間島及 び外地島への 訪問者	(R3年度) 3,000

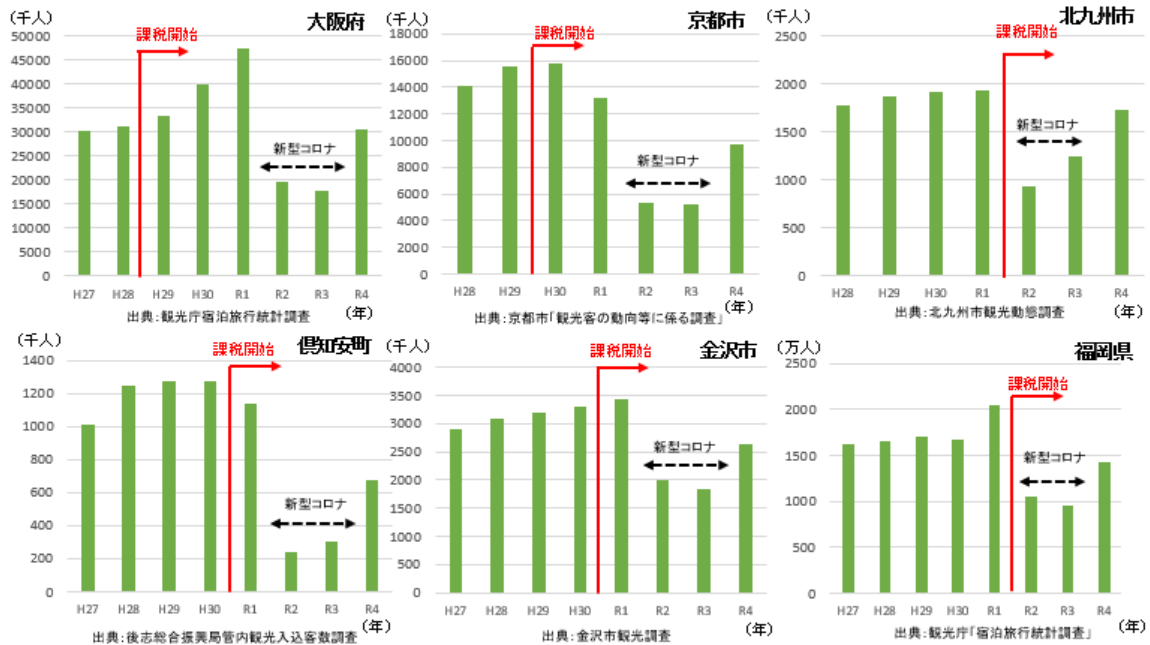
これらから、本市における法定外目的税としては、宿泊税のみが候補になりうると整理した。

また、新たな観光振興財源にかかる経済的負担を宿泊者に求めることについて検討したところ、宿泊客は日帰りの観光客と比べて滞在時間が長く、宿泊のみならず様々な観光サービスをより多く享受すること、また、宿泊客は食事、買い物、観光施設の利用に加え、宿泊代がかかるため、一般的に日帰り客よりも多くの消費を伴う傾向にあり、一定の担税力があると考えられることから、宿泊者に負担を求めることは妥当と判断した。

加えて、宿泊税を租税3原則(公平、中立、簡素)の観点からも検証を行ったところ、宿泊税は妥当と考えられる。

- (1)公平性について、様々な状況にある人々がそれぞれの担税力に応じて負担する原則に照らし、観光客の中でも傾向として消費力が高く、担税力があると考えられる宿泊者が負担する点、そして、すべての宿泊者が課税対象であるという点から、公平性があると言える。
- (2)中立性について、税制が特定の個人や企業の経済活動を歪めてはいけない原則に照らし、宿泊事業者の間で概ね公平な実質値上げとなるものの、他自治体の事例をみても宿泊税の導入による宿泊者数への影響は確認されないことから、経済活動が歪められていることはなく、中立性があると言える。(図表11)
- (3)簡素性について、税制の仕組みを出来るだけ簡素なものとする原則に照らし、宿泊税は課税対象者が宿泊者、特別徴収義務者が宿泊事業者であり簡易であること、宿泊料金に加算する形で徴収するため、課税プロセスが比較的簡単で効率的であること、特別徴収義務者が宿泊施設であり明確かつ総数の大幅な変動が少ないことから、税制の仕組みが簡素であると言える。

図11 主な宿泊税導入自治体の宿泊者数推移



以上の検証を踏まえ、宿泊税を新たな観光振興財源として考えた場合、納税義務者は旅館業または住宅宿泊事業を営む者で、旅館業法に基づく営業許可並びに住宅宿泊事業法に基づく届出が提出されている施設は約100施設、納税義務者となる宿泊者数は約70万人程度(いずれも令和5年度実績)であることから、概ね1億円前後の安定的な収入を見込むことが可能であり、観光振興の恒久財源として適性があると判断する。

考えられる方策	宿泊税の導入
規 模	旅館業法による届出施設(ホテル・旅館等):100施設 住宅宿泊事業法による届出施設(民泊) : 12施設 宿泊者数:約70万人/年
安 定 性	制度で規定するため、概ね安定的に見込むことが可能
行 為 と 負 担	宿泊施設利用者(宿泊者)が負担
性 質	税収として一定額の歳入確保を図り、観光振興に充てることが可能
検 証	宿泊税(100円~200円)を課した場合 ⇒①宿泊事業者の間で概ね公平に実質値上げとなる ②課税効果が7,000万~1億4,000万円と大きい ③宿泊税の導入による宿泊客数への影響は見られない

これら検討の結果、
新たな観光振興財源として「宿泊税が最も適当」との結論に至り、
引き続き、制度面の詳細な検討を行うこととした。

(9) 宿泊税の制度案の検討

○検討にあたっての留意事項

宿泊税の制度案については、できるだけ簡素でわかりやすい制度を目指しつつ、導入自治体の先行事例、市内宿泊事業者等へのアンケート調査結果、観光関連事業者からの意見なども参考にしながら検討を進めた。

なお、地方自治体が法定外目的税を新設しようとする場合、地方税法第731条第2項の規定に基づき総務大臣の同意を得なければならないとされている。この場合において、総務大臣は道府県又は市町村から、法定外目的税の新設又は変更をしようとする協議の申出を受けた場合は同法第733条の規定に基づき、次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除いてこれに同意しなければならないとされている。

- (1) 国税又は他の地方税の課税標準と同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- (3) (1)及び(2)に掲げる者を除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

また、法定外税の検討を行う際には、「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項について」(平成15年11月11日総税企第179号総務省自治税務局長通知)の内容を適宜参考とすることとされており、同通知によると法定外目的税については税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設にあたって税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきとされている。

法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について(抜粋)

第5 法定外税の検討に際しての留意事項

- (1) 地方公共団体の長及び議会において、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (2) 地方公共団体の長及び議会において、その税収入を確保できる税源があること、その税収入を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと等のほか、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (3) 法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民(納税者)の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。
- (4) 法定外税の創設に係る手続きの適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要であること。なお、地方税法第259条第2項、第669条第2項及び第731条第3項の規定により、都道府県又は市町村の議会において特定納税義務者から意見聴取を行う場合には、別途通知した「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に係る特定納税義務者に対する意見聴取について」(平成16年5月19日総税企第73号)を踏まえて意見徴収を実施すること。

制度設計にあたっては、これらの留意事項も踏まえながら検討を進めた。

①課税客体・納税義務者・特別徴収義務者

課税客体においては、東京都を除く全ての導入自治体が、課税の公平性の観点から「ホテル」「旅館」等のほか「民泊施設」も課税の対象としており、本市においても「民泊施設」も課税の対象とすることが適当であると考えます。

宿泊税の徴収方法は全ての導入自治体において特別徴収としている。宿泊者が個別に宿泊税を申告して納付することは実務的にも困難であることから、先行事例と同様に、徴収方法を特別徴収とすることが適当であると考えます。なお、できる限り特別徴収義務者における事務負担の軽減を図るための措置や配慮が必要である。

課税客体：市内の宿泊施設（ホテル、旅館、簡易宿泊所、民泊施設）への宿泊行為
 納税義務者：料金を支払い、宿泊施設に宿泊する者
 特別徴収義務者：旅館業または住宅宿泊事業を営む者

②使途

ア. 導入自治体の先行事例

観光振興財源として、様々な観光施策・事業の充実・拡大を図るための財源として充当している。

（表6）

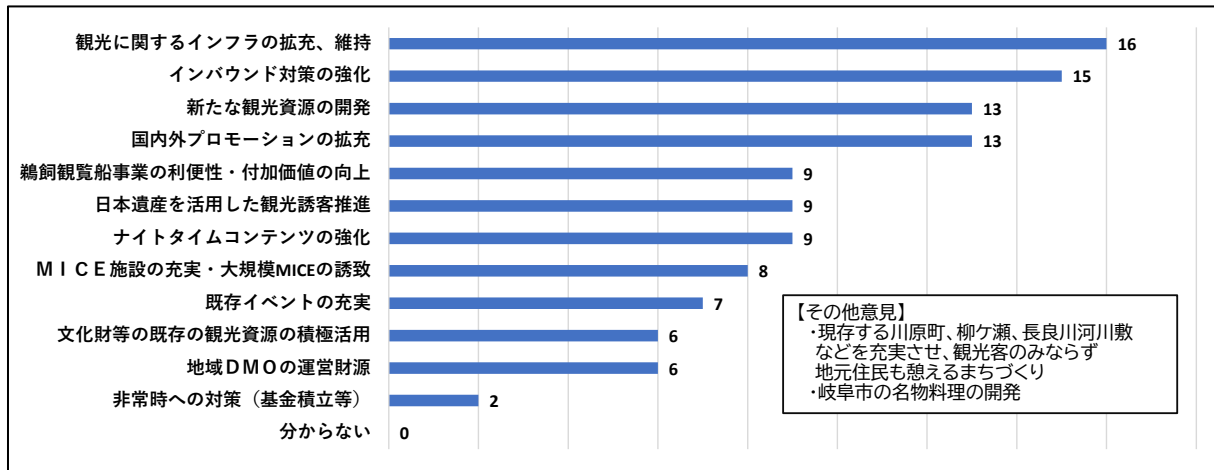
表6 宿泊税の主な使途

東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市
・国内観光の活性化と国内外へのプロモーション ・受入環境整備 ・デジタル技術を活用した観光の推進 ・東京ならではの観光資源の磨き上げと新たな観光スタイルの浸透 ・地域・住民に寄り添った観光地域経営の推進 ・観光産業の持続的な成長に向けた基盤の強化 ・MICE誘致の推進	・観光案内、情報提供の充実・強化 ・滞在時間を快適に過ごすための取り組み ・旅行者の安全・安心の確保 ・魅力あふれる観光資源づくり ・効果的な誘客促進	・市民・観光客双方にとって安心・安全な受入環境の整備 ・京都観光における更なる質・満足度の向上 ・京都ならではの文化振興・美しい景観の保全	・まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興 ・観光客の受入環境整備 ・市民生活と調和した持続可能な観光振興 ・デジタル技術を活用した観光の推進	・域内交通網の整備 ・ニセコ・羊蹄山の環境保全 ・安心・安全なリゾート形成 ・観光インフラ整備 ・新幹線を意識したまちづくり	【県が主体的に行う施策】 ・宿泊施設の多言語案内、情報発信、バリアフリー化等への支援 ・インバウンド向け体験プログラムを含む旅行商品造成支援等 【市町村に対する施策（交付金事業）】 ・宿泊税を課す自治体以外への観光振興施策への財政的支援	・九州のゲートウェイ都市機能強化 ・大型MICE等の集客拡大への対応 ・地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進	・メディアを活用したPR ・観光資源の発掘・磨き上げ ・セールスプロモーション ・受入環境整備 ・MICE戦略 ・インバウンド戦略	・サービス向上・消費拡大 ・受入環境整備 ・資源磨き ・緊急時の対応等（基金への積み立て、観光需要回復・喚起事業）

イ. 市内宿泊事業者等へのアンケート調査結果

鵜飼やナイトタイムコンテンツをはじめとする個別の観光資源の充実、観光に関するインフラの拡充・維持やインバウンド対策の強化、新たな観光資源の開発など、市全体にかかる観光施策の強化を望む回答が多い。（図12）

図12 宿泊事業者アンケート結果
(Q:今後、どのような市の観光施策の強化を望みますか(複数選択可))



ウ. 観光関連事業者からの意見

- ・おもてなし力向上のための人材育成の充実が必要。
- ・滞在時間延長や、観光施設の回遊性を高めるような施策に充ててほしい。
- ・一過性のイベントではなく、長期間にわたり継続できる施策が必要。
- ・代表的な観光資源の開発が必要。
- ・土産品屋や、観光施設周辺の飲食店の充実が必要。
- ・鵜飼のオフシーズンにおける誘客が課題。
- ・サイネージによるリアルタイム情報発信など観光案内機能の充実が必要。

エ. 委員会での意見等

- ・具体的な使途を示したうえで制度設計に進んでほしい。
- ・市民や宿泊客に納得していただけるよう使途を明確にしてほしい。
- ・利便性の向上を図り、次に来ていただいた際に実感していただけるような施策を実施すると納得してもらえるのではないかと。
- ・何かが良くなった、何かが変わったということが分かるような事業を検討すべき。
- ・社会情勢に応じて柔軟に対応する観点から、事業を細かく規定すべきでない。
- ・観光振興以外に使わないことが重要で、使途は大まかな方向性にとどめたほうがよい。

こうした意見等を踏まえ、宿泊税の使途について次のように整理した。

- ・観光分野は裾野が広いことからできるだけ幅広い事業を対象としつつも、新規及び既存事業の拡充、又はそれらの効果的な継続に資する事業への充当が望ましい。
- ・使途は明確にしておく必要があるものの、効果的に財源を活用する観点から柔軟な運用の余地を残す必要があり、取り組みの方向性を示す柱建てを明示するにとどめる。

結 論

- ・宿泊税の使途は、以下、4つの柱とする。(具体的な事業の例として表7に示す)
- ・観光資源の創出 — 魅力向上事業 —
- ・観光客に選ばれるまち — 誘客促進・プロモーション事業 —
- ・何度でも訪れたくなるまち — おもてなし向上事業 —
- ・非常時等への対策事業
- ・その他(特別徴収義務者交付金、市における宿泊税の徴収事務にかかる経費)

表7 宿泊税の使途(関係事業者の意見も踏まえ岐阜市が作成)

観光客に選ばれるまち ー誘客促進・プロモーション事業ー	何度でも訪れたくなるまち ーおもてなし向上事業ー
★国内外プロモーションの強化 ★プロモーション動画作成 ★多言語ホームページの作り込み ★SNSを活用したプロモーションの強化 ★広告掲載(WEB広告含む)の拡充 ★インフルエンサー等を招聘した情報発信 ★ランドオペレーターへの営業強化(助成) ★FAMトリップの実施 ★定期的なセールスコールの実施 ★海外観光展・商談会への参加	まちなか観光周遊促進 (シェアサイクルの充実、観光周遊バスへの補助) 市内観光事業者への受入環境整備補助 (Wi-Fi整備、交通系決済システムの拡充等) ★観光案内所機能の強化 ★観光人材の育成事業
★MICE誘致の推進 ★MICE誘致活動の強化 ★MICE支援事業の拡充	観光資源の創出 ー魅力向上事業ー ナイトタイムエコノミーの推進 ・パノラマ夜景、ぎふ灯り物語の拡大 ★夜の繁華街のPR促進
★地域DMOの体制強化	新たな魅力スポット・観光資源の創出
★市内観光客動向調査の実施(ニーズの把握)	
非常時等への対策事業	その他
★社会状況や観光ニーズの変化に機動的に対応するための基金 (10年程度をかけて一定額の積立を想定)	・特別徴収義務者交付金 ・市における宿泊税の徴税事務にかかる経費

★:地域DMOでの実施も想定できる事業

③税額・免税点

ア. 導入自治体の先行事例

導入自治体の事例を見ると200円が主流であるが、宿泊料金に応じて段階を設けている自治体もあり、免税点は東京都、大阪府、金沢市で導入されている。

免税点を設定している理由として、東京都は修学旅行生を考慮して1万円未満の安価な宿泊料金を非課税としている。大阪府は、導入当初はボリュームゾーンの平均単価である1万円未満を非課税としていたが、実勢価格帯の変動に合わせて見直しを行い、現在は7,000円未満を非課税としている。また、金沢市では、低額な宿泊施設に対する税率を見直す必要があるとの意見を受け、税収への影響が少ない5,000円未満を令和6年10月から非課税としている。(表8)

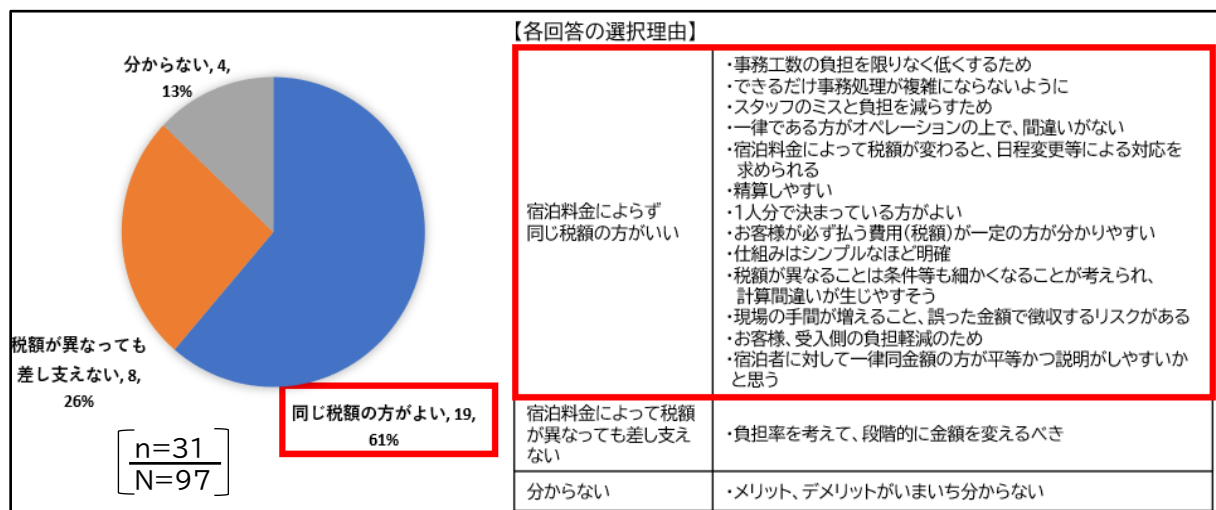
表8 宿泊税の税額

導入自治体		東京都	大阪府	京都市	金沢市	俱知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市	常滑市
課税開始日		H14.10.1	H29.1.1	H30.10.1	H31.4.1	R1.11.1	R2.4.1	R2.4.1	R2.4.1	R5.4.1	R7.1.6
宿泊料金(1人1泊)	～4,999円	非課税	非課税	200円	非課税	2% (定率制)	200円 福岡・北九 州は50円	200円 (うち県50 円)	200円 (うち県50 円)	100円	200円
	5,000円 ～6,999円				200円					200円	
	7,000円 ～9,999円										
	10,000円 ～14,999円	100円	100円	200円	500円 (うち県50 円)					200円	
	15,000円 ～19,999円	200円	200円					500円 (うち県50 円)	500円		
	20,000円 ～49,999円		300円							500円	
	50,000円～		200円	300円	1,000円					500円	

イ. 市内宿泊事業者等へのアンケート調査結果

特別徴収義務者となる宿泊事業者の徴収に係る事務負担の軽減と、宿泊者への分かりやすさを重視し、単一料金制が望ましいという回答が多数派という結果であった。(※図13)

図13 宿泊事業者アンケート結果
(Q:宿泊料金により税額が異なる仕組みについてどう思いますか)



ウ. 観光関連事業者からの意見

- ・民泊など安価な宿泊料金に施設にとっての負担感はかなり大きい。
- ・宿泊料金により段階を設ける或いは免税点を設けるなどの配慮が必要ではないか。
- ・お釣りの事務手間を考慮すると、切りのいい税額がよいのではないか。
- ・連泊客に対する配慮をしてほしい。

エ. 委員会での意見等

- ・宿泊料金が何種類もあるような規模が大きな宿泊施設だと、税額に段階があると処理が大変だと思う。
- ・安価な施設のうち、宿泊料金ごとに税額が異なっても差し支えないと回答している施設は少数しかなく、そのために税制を複雑化させる必要はない。
- ・税額に段階を設けることによって生じる事務負担が懸念される。

こうした意見等を踏まえ、税額・免税点の考え方を次のように整理した。

(1) 定額制と定率制

- ・公平・中立・簡素の租税3原則をはじめ、様々な観点からそれぞれのメリット、デメリットを比較したところ、特別徴収義務者となる宿泊事業者からの徴収に係る事務負担の軽減や、宿泊者に対する案内の分かりやすさを重視する声を受け、定額制とする。(※表9)

(2) 段階税額

- ・安価な料金の施設への配慮として2段階程度の税率も考えられるものの、現在入湯税を徴収し、岐阜市の観光ブランドにとって重要な顧客に対応している宿泊事業者から事務の煩雑さにつながるとの強い懸念が示され、簡素な制度とする観点到に照らし、宿泊料金で税額の段階は設けないこととする。

表9 定額制と定率制の比較

	定額制	定率制
基本性質	課税対象者全員から同額を徴税するため、公平性があり、また徴税費用が安価である	垂直的公平性は高いが、宿泊施設の徴税費用が高くなりやすい
宿泊単価の変動による 税収の影響	宿泊単価の変動による税収の影響は無い (宿泊料金によらず税額は一律)	宿泊単価の変動が税収に影響を与える (宿泊客の負担能力に対応した税額)
税額計算	不要	必要
国内事例	多い(現在8自治体)	少ない(現在1自治体のみ)
社会・経済状況 への対応	急激なインフレやデフレ等に 即時に対応ができない	経済状況に合わせ即時に対応ができる

(3)税額

- 必要となる財源規模から税額別のシミュレーションを行った結果、税額は200円程度が望ましいと考える。なお、既に宿泊税を導入している先行自治体においても200円を中心に設定されている。(※表10)

表10 税収シミュレーション

税収シミュレーション(定額制100円ベース)

宿泊料金価格帯	宿泊者数 (人)	① 税額一律100円 免税点4,000円	② 税額2段階 免税点4,000円	③ 税額3段階 免税点4,000円	④ 税額一律100円 免税点なし	⑤ 税額2段階 免税点なし	⑥ 税額3段階 免税点なし
4,000円未満	37,622	×	×	×	100	100	100
4,000円～6,999円	110,835	100	100	100	100	100	100
7,000円～9,999円	335,625	100	100	100	100	100	100
10,000円～14,999円	154,488	100	100	300	100	100	300
15,000円～19,999円	61,030	100	300	300	100	300	300
20,000円以上	0	100	300	500	100	300	500
合 計	699,600	66,197,800	78,403,800	109,301,400	69,960,000	82,166,000	113,063,600

税収シミュレーション(定額制150円ベース)

宿泊料金価格帯	宿泊者数 (人)	① 税額一律150円 免税点4,000円	② 税額2段階 免税点4,000円	③ 税額3段階 免税点4,000円	④ 税額一律150円 免税点なし	⑤ 税額2段階 免税点なし	⑥ 税額3段階 免税点なし
4,000円未満	37,622	×	×	×	150	150	150
4,000円～6,999円	110,835	150	150	150	150	150	150
7,000円～9,999円	335,625	150	150	150	150	150	150
10,000円～14,999円	154,488	150	150	300	150	150	300
15,000円～19,999円	61,030	150	300	300	150	300	300
20,000円以上	0	150	300	500	150	300	500
合 計	699,600	99,296,700	108,451,200	131,624,400	104,940,000	114,094,500	137,267,700

税込シミュレーション(定額制200円ベース)

宿泊料金価格帯	宿泊者数 (人)	① 税額一律200円 免税点4,000円	② 税額2段階 免税点4,000円	③ 税額3段階 免税点4,000円	④ 税額一律200円 免税点なし	⑤ 税額2段階 免税点なし	⑥ 税額3段階 免税点なし
4,000円未満	37,622	×	×	×	200	200	200
4,000円～6,999円	110,835	200	200	200	200	200	200
7,000円～9,999円	335,625	200	200	200	200	200	200
10,000円～14,999円	154,488	200	200	300	200	200	300
15,000円～19,999円	61,030	200	300	300	200	300	300
20,000円以上	0	200	300	500	200	300	500
合 計	699,600	132,395,600	138,498,600	153,947,400	139,920,000	146,023,000	161,471,800

税込シミュレーション(定額制250円ベース)

宿泊料金価格帯	宿泊者数 (人)	① 税額一律250円 免税点4,000円	② 税額2段階 免税点4,000円	③ 税額3段階 免税点4,000円	④ 税額一律250円 免税点なし	⑤ 税額2段階 免税点なし	⑥ 税額3段階 免税点なし
4,000円未満	37,622	×	×	×	250	250	250
4,000円～6,999円	110,835	250	250	250	250	250	250
7,000円～9,999円	335,625	250	250	250	250	250	250
10,000円～14,999円	154,488	250	250	300	250	250	300
15,000円～19,999円	61,030	250	300	300	250	300	300
20,000円以上	0	250	300	500	250	300	500
合 計	699,600	165,494,500	168,546,000	176,270,400	174,900,000	177,951,500	185,675,900

税込シミュレーション(定額制300円ベース)

宿泊料金価格帯	宿泊者数 (人)	① 税額一律300円 免税点4,000円	② 税額2段階 免税点4,000円	③ 税額3段階 免税点4,000円	④ 税額一律300円 免税点なし	⑤ 税額2段階 免税点なし	⑥ 税額3段階 免税点なし
4,000円未満	37,622	×	×	×	300	300	300
4,000円～6,999円	110,835	300	300	300	300	300	300
7,000円～9,999円	335,625	300	300	300	300	300	300
10,000円～14,999円	154,488	300	300	500	300	300	500
15,000円～19,999円	61,030	300	500	500	300	500	500
20,000円以上	0	300	500	1000	300	500	1000
合 計	699,600	198,593,400	210,799,400	241,697,000	209,880,000	222,086,000	252,983,600

税込シミュレーション(定率制2%)

宿泊料金価格帯	宿泊者数 (人)	㉞ 定率制2% 免税点4,000円	㉟ 定率制2% 免税点なし
4,000円未満	37,622	×	2%
4,000円～6,999円	110,835	2%	2%
7,000円～9,999円	335,625	2%	2%
10,000円～14,999円	154,488	2%	2%
15,000円～19,999円	61,030	2%	2%
20,000円以上	0	2%	2%
合 計	699,600	122,610,820	124,868,140

税込シミュレーション(定率制3%)

宿泊料金価格帯	宿泊者数 (人)	㊱ 定率制3% 免税点4,000円	㊲ 定率制3% 免税点なし
4,000円未満	37,622	×	3%
4,000円～6,999円	110,835	3%	3%
7,000円～9,999円	335,625	3%	3%
10,000円～14,999円	154,488	3%	3%
15,000円～19,999円	61,030	3%	3%
20,000円以上	0	3%	3%
合 計	699,600	183,916,230	187,302,210

※前提条件として、①宿泊事業者向けアンケートの回答結果に基づき、各施設の最も宿泊者数の多い料金体系の部屋にR5年延べ宿泊者の全員が宿泊したものと仮定し、②定率制については、各宿泊料金価格帯の料金を3,000円、5,000円、8,000円、12,000円、17,000円、20,000円と仮置きし、それぞれの価格帯について宿泊者数と税率を乗じた。

(4) 免税点

- ・先の(2)段階税額の項目において、簡素な制度とする観点から税額の段階は設けないことと整理しており、同様の理由で免税点は設けないこととする。

結 論

- ・税額は、一律定額で、1人1泊200円とする。
- ・免税点は、設けない。

④課税免除

ア. 導入自治体の先行事例

外交関係に関するウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税を課さないこととしている外国大使等の任務遂行に伴う宿泊に加え、京都市、倶知安町及び長崎市では修学旅行生等を、倶知安町では職場体験を行う生徒等も課税免除としている。

各自治体が課税免除を設定した理由、逆に課税免除を設定していない理由について整理した。

(表11～13)

表11 他自治体の課税免除事例

東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市	常滑市
・外国大使等の任務遂行に伴う宿泊	・同左	・同左 ・修学旅行等に参加する、学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)の幼児、児童、生徒、学生、児童福祉法第39条に規定する保育所、認定こども園等の園児、及びその引率者	・同左	・同左 ・修学旅行等に参加する、学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)の幼児、児童、生徒、学生及びその引率者 ・職場体験を行う中学校、義務教育学校、高校、中等教育学校、特別支援学校(幼稚園及び小学部以外)、大学、高等専門学校、専修学校の生徒、学生	・同左	・同左	・同左	・同左 ・修学旅行等に参加する、学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)の幼児、児童、生徒、学生、児童福祉法第39条に規定する保育所、認定こども園等の園児、及びその引率者 ・日本スポーツ協会、全国高等学校文化連盟等の団体が主催するスポーツ大会又は文化大会に参加する参加者	・同左

表12 他自治体の課税免除設定理由

①京都市… <u>修学旅行等に参加する園児、幼児、児童、生徒、学生及び引率者</u>
官民が連携して修学旅行生の誘致に積極的に取り組んでおり、修学旅行生を誘致することで将来にわたる観光客を獲得し、経済の活性化につなげるため
②倶知安町… ① <u>修学旅行等に参加する幼児、児童、生徒及び引率者</u> ② <u>職業体験を行う生徒、学生</u>
①修学旅行生がリピーターとなり再来訪のきっかけに繋がると考えられるため
②道内外から多くの大学生がインターンシップに訪れており、優秀な人材の確保はもとより、町内の観光関連企業を就職先として選んでもらうことで定住人口の増加も期待されるため
③長崎市… ① <u>修学旅行等に参加する園児、幼児、児童、生徒、学生及び引率者</u> ② <u>宿泊を伴うスポーツ大会や文化大会に参加する児童、生徒及び引率者</u>
①原爆資料館や被爆遺構を巡る平和学習など様々な学びの場があることから、多くの修学旅行生を受け入れており、今後も受入態勢の強化が必要であるため
②離島が多く、県大会等でも離島の生徒が市内に宿泊することが多いため

表13 課税免除を設定していない理由

東京都：	担税力を考慮し免税点(1人1泊1万円未満)で対応しているため。
大阪府：	免除制度導入による税収への影響額の把握が困難であるほか、宿泊事業者の事務負担軽減を考慮し、修学旅行生等は免税点(1人1泊7千円未満)で対応しているため。※ R7.4.1～R7.10.31において万博開催期間中は課税免除対象者(修学旅行生等)を設ける見直しあり。
金沢市：	簡素な税制度とし、県外からの修学旅行や学生の合宿、文化・スポーツイベントには助成制度を設けて対応しているため。
福岡県：	宿泊事業者の事務負担軽減を考慮するため。
福岡市：	宿泊事業者の事務負担軽減を考慮するため。また福岡県が設けないため。
北九州市：	応益性や公平性、宿泊事業者の事務負担軽減を考慮するため。また福岡県が設けないため。
常滑市：	課税免除を設ける基準が難しいこと、宿泊事業者の事務負担軽減を考慮するため。また修学旅行の受入がほとんどないため。

イ. 市内宿泊事業者等へのアンケートの具体的な調査項目としていない。

ウ. 観光関連事業者からの意見

- ・課税免除なしにすると修学旅行の受入が減ってしまうのではと懸念している。
- ・入湯税と合わせた方がよい。
- ・宿泊の目的なども考慮して課税免除を設けた方がよいのではないか。
- ・課税免除を考えるのであれば修学旅行のみではないか。
- ・修学旅行生は課税免除にした方がよい。免除しないならば、修学旅行誘致の補助など別の対策を検討すべきではないか。

工. 委員会での意見等

- ・修学旅行生等の誘客を目指すならば、課税免除より助成金などを設けた方が効果的。
- ・子どもや修学旅行生に限らず、将来の観光事業にプラスになりうる要素を考慮し始めると、税種の規模がどんどん小さくなってしまいうので、区切りを決める必要がある。
- ・入湯税の対象となっている施設は全体からすると少数なので、多くの施設に事務の負担が生じる年齢による課税免除は必要ない。
- ・宿泊事業者の理解は重要なので、宿泊事業者に納得していただくことが必要である。
- ・宿泊税の有無は教育旅行先を選定する際の判断材料にはならない。
- ・できるだけシンプルな制度で導入し、見直しの際に議論すればよいのではないかな。

こうした意見等を踏まえ、課税免除について次のように整理した。

- ・12歳未満の課税免除について、入湯税※1特別徴収義務者は市内に8事業者のみで、宿泊事業者全体※2からすると少数であり、仮に課税免除とした場合、入湯税特別徴収義務者でない大多数の施設で年齢確認や税額計算などの事務負担が大きくなることが考えられる。

※1 入湯税は12歳未満並びに学校行事の参加者について課税免除

※2 保健所への届け出がある施設と、県に届け出がある民泊施設の合計は約110

- ・一方、現在入湯税を徴収し、岐阜市の観光ブランドにとって重要な顧客に対応している宿泊事業者から事務の煩雑さにつながるとの強い懸念が示された。
- ・修学旅行生の課税免除について、修学旅行先を選ぶ項目の優先順位は、歴史文化や平和学習といった「学習目的」が第一であり、その次に経費や宿泊施設の状況（貸切の可否、アレルギー対応など）であることが関係機関の聞き取りにより確認できた。つまり、宿泊税の有無をもって修学旅行先を決めることはないと言える。
- ・現在、岐阜市では鵜飼観覧船乗船料の助成を実施する中、子供時代の来訪体験が将来の来訪にも繋がるという考えから、他の観光施設への拡大、あるいは教育旅行に対する包括的な助成、岐阜城をはじめとする観光施設の使用料改定における子供の無料化なども含め、市として修学旅行の誘致促進策を検討する余地は十分にあり、修学旅行の誘致促進策は、市あるいはDMOによる誘客事業（助成制度）等を検討し実施した方がより効果が高いと考える。

以上のような議論を経て、入湯税特別徴収義務者の事務負担に配慮して12歳未満の者を課税免除とし、教育旅行については誘客事業を優先して検討し、課税免除しないこととする。

結 論

- ・12歳未満は課税免除とする。

⑤特別徴収義務者交付金

ア. 導入自治体の先行事例

宿泊事業者を特別徴収義務者として指定した場合、徴収に係る事務的負担や経費的負担を課すことになるため、導入自治体においては、納期内に納入した宿泊税額に応じて特別徴収義務者交付金を交付する制度を設けている。（表14）

なお、特別徴収義務者交付金について、導入自治体の先行事例の2.5%については、最初に導入した東京都に倣ったものと考えられ、算定根拠は、関係機関へ確認し、軽油引取税(都道府県税)にかかる特別徴収交付金(2.5%)に合わせたものと推察される。

表14 特別徴収義務者交付金

	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市	常滑市
名称	宿泊税特別徴収交付金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金	宿泊税特別徴収事務補助金	宿泊税特別徴収事務交付金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金	宿泊税報奨金	宿泊税報奨金	宿泊税報奨金	宿泊税特別徴収奨励金	特別徴収義務者報奨金
交付額	納付された額の2.5% 【上限】100万円	①納期内完納 2.5% ②納期内完納していないとき 納期内完納額の2% ③加算金を伴う増額更正等を受けたとき 納期内完納額の1%	納期内納入額の2.5% 【上限】200万円	納期内納入額の2.5% ※R11年度までは上記に申告納入月1月につき+1,000円 【上限】半年ごとに各50万円	①納期内完納 2.5% ②納期内完納していないとき 納期内完納額の2%	納期内納入額の2.5% (全ての申告を電子申告で行い、かつ納期内納入した場合は+0.5%)	納期内納入額の2.5% (全ての申告を電子申告で行い、かつ納期内納入した場合は+0.5%)	納期内納入額の2.5% (全ての申告を電子申告で行い、かつ納期内納入した場合は+0.5%)	納期内納入額の2.5% 【上限】50万円	納期内納入額の2.5%

イ. 市内宿泊事業者等へのアンケートの具体的な調査項目としていない。

ウ. 観光関連事業者からの意見

・クレジットカードでの支払いで生じる手数料に配慮し率を設定して欲しい。

エ. 委員会での意見等

・ビジネスホテルにおいて、現金払いをする宿泊者はほぼいないことに加え、OTAを通じた事前決裁の場合はシステム手数料も加算されるため、手数料の負担は悩ましい。
・キャッシュレス文化が進行する中で、クレジットカード決済の手数料の負担を考慮して欲しい。

こうした意見等を踏まえ、特別徴収義務者交付金について次のように整理した。

・他の一部の自治体でも、特別徴収義務者交付金の率を2.5%より上げる議論が見受けられるが、このことについて、総務省が明確に2.5%以外の措置を認めない指導を行っており、インバウンド率が極めて高い地域など、相当の理由がない限り率を上げることは困難である旨、総務省担当者からも見解が得られていることから、ひとまず現時点では導入自治体と同じく2.5%とする。

結 論

・納期内に納入された税額の2.5%とする。

⑥特別徴収義務者への支援

ア. 導入自治体の先行事例

宿泊税の特別徴収にあたり、宿泊事業者には新たにシステム等の整備費用が発生することから、導入自治体の多くはそのイニシャルコストに対して、導入後5年間、特別徴収義務者交付金を0.5%上乗せする措置を取っている。一方、長崎市及び常滑市においては、直接的にシステム整備費に対する助成制度を設けている。(表15)

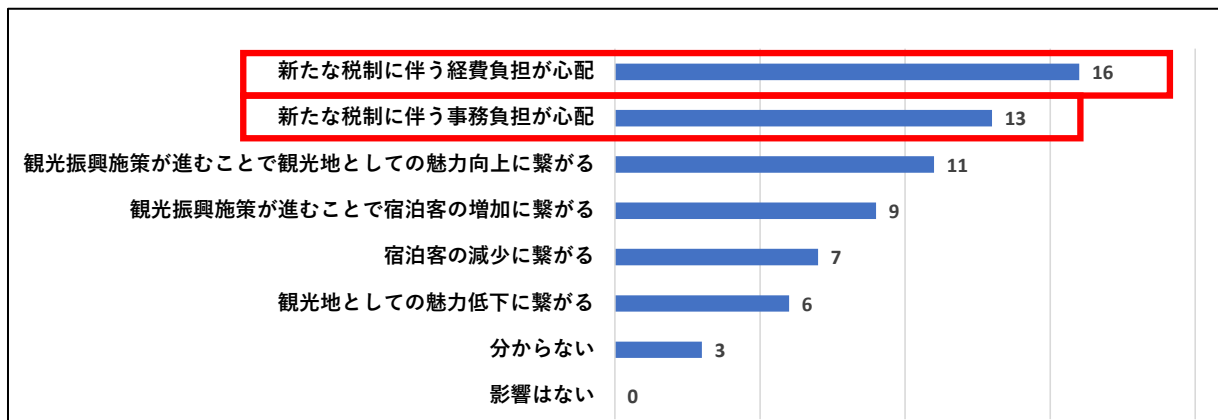
表15 特別徴収義務者交付金への支援

	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市	常滑市
名称	—	—	—	—	—	—	—	—	長崎市宿泊税システム整備費補助金	常滑市宿泊税システム整備費補助金
補助制度の内容	導入後5年間は特例で宿泊税特別徴収交付金に0.5%を加算	導入後5年間は特例で宿泊税特別徴収交付金に0.5%を加算	導入後5年間は特例で宿泊税特別徴収交付金に0.5%を加算	導入後5年間は特例で宿泊税特別徴収交付金に0.5%を加算	—	導入後5年間は特例で宿泊税特別徴収交付金に0.5%を加算	導入後5年間は特例で宿泊税特別徴収交付金に0.5%を加算	導入後5年間は特例で宿泊税特別徴収交付金に0.5%を加算	・既存のレジシステムの改修 ・新たなレジシステムの構築 ・ハードウェア、ソフトウェアの購入 【補助率】1/2 【限度額】50万円	・既存のレジシステムの改修 ・新たなレジシステムの構築 ・ハードウェア、ソフトウェアの購入 【補助率】①50万円まで全額 ②50万円を超える部分は1/2 【限度額】①②合わせて100万円

イ. 市内宿泊事業者等へのアンケート調査結果

多くの宿泊事業者が新たな負担の発生を懸念していることから、本市においても負担軽減のため何らかの支援策が必要であると考える。(図14)

図14 宿泊事業者アンケート結果(Q:宿泊税の影響についてどう思いますか(複数選択可))



ウ. 観光関連事業者からの意見

特別徴収義務者への支援について、観光関連事業者より次のような意見が出された。

- ・制度によっては、システム改修に多くの経費を要す場合が想定され負担が大きいため、補助制度を検討してほしい。

エ. 委員会での意見等

- ・制度の詳細が固まらないと見積もりも徴収できないので、わからない。

こうした意見等を踏まえ、特別徴収義務者への支援について次のように整理した。

- ・システム改修の要否など宿泊施設ごとに事情は異なるため、多くの先行自治体で実施されている特例加算や直接補助の制度も参考にしつつ、ニーズに即した支援策を検討することとする。

結 論

- ・システム改修の実情に応じた支援(補助)のあり方を検討する

⑦制度の見直し

ア. 導入自治体の先行事例

前述の総務省の通知「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」において、「法定外税の課税を行う期間については、(中略)原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。」とされており、全ての導入自治体において、社会情勢の変化等を勘案して、条例施行後3～5年で見直しを行うこととしている。(※表16)

表15 他自治体における制度の見直し期間表16 他自治体における制度の見直し期間

東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市	常滑市
条例施行後、5年ごと	同左	同左	同左	同左	条例施行後3年、その後5年ごと	同左	同左	条例施行後、3年ごと	条例施行後3年、その後5年ごと

イ. 市内宿泊事業者等へのアンケートの調査項目としていない。

ウ. 観光関連事業者からの意見

- ・先行自治体から見ても、導入後3年、その後5年が妥当ではないか。
- ・見直し期間を例えば3年などもっと短くしてもよいのではないか。
- ・5年で見直しを図るとしているが、今の制度案ではその5年の間に施設が無くなってしまうかもしれないほど負担感が大きい。

エ. 委員会での意見等

- ・環境の変化は非常に速いので、3年ごとの見直しとしてスピード感を持つべきではないか。
- ・インバウンドなどの変化は非常に激しく、5年では追いつかない環境となることが懸念される。

こうした意見等を踏まえ、制度の見直しについて次のように整理した。

- ・近年、先行自治体でも制度の見直しが行われており、また、今後多くの自治体で宿泊税の導入が予定されていることから、これから様々な検証材料も増えると考えられる。
- ・先行自治体は典型的な観光都市ばかりであり、本市とは環境が異なることから、短いサイクルで検証することで、より効果の高い制度運用が可能と考え、導入後3年ごとに見直すこととする。

結 論

- ・条例施行後、3年ごとに見直しを行う

3 検討のまとめ

(10) 宿泊税の制度案

宿泊税制度案の概要

課税客体	市内の宿泊施設(ホテル、旅館、簡易宿泊所、民泊施設)への宿泊行為
納税義務者	料金を支払い、宿泊施設に宿泊する者
特別徴収義務者	旅館業または住宅宿泊事業を営む者
税収規模	約1.3億円
使 途	・観光資源の創出 ― 魅力向上事業 ― ・観光客に選ばれるまち ― 誘客促進・プロモーション事業 ― ・何度でも訪れたいまち ― おもてなし向上事業 ― ・非常時等への対策事業
税 額	1人1泊あたり 200円
課税標準	宿泊数
免税点	なし
課税免除	12歳未満
特別徴収義務者交付金	納期内に納入された税額の2.5%
特別徴収義務者への支援	システム改修の実情に応じた支援(補助)のあり方を検討
徴収開始日	令和8年4月1日から
制度の見直し	条例施行後、3年ごとに行う

(11) 導入スケジュール(想定)

宿泊税の効果を最大発揮するためには、できるだけ早期に実施し、事業に活用することが望ましい。

最短の想定スケジュール

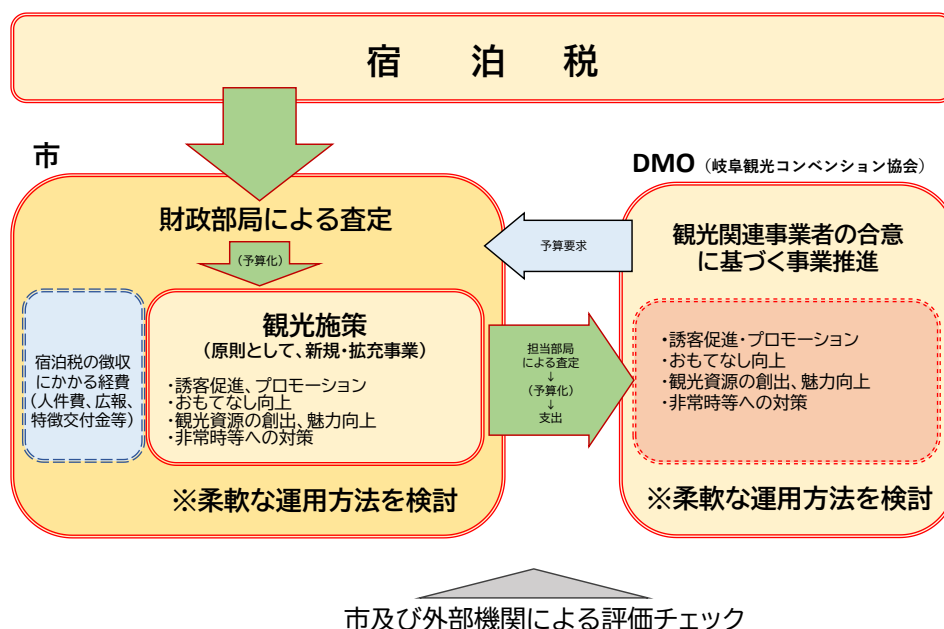
2024 (令和6)年度				2025 (令和7)年度												2026 (令和8)	
12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
観光振興検討委員会④(12/18) 答申			宿泊税条例案(3月議会)	総務大臣あて協議書提出		総務大臣同意	制度周知(ホームページ、チラシ等)									条例施行 ※課税開始	

(12) 宿泊税の活用スキーム案

宿泊税はあくまでも地方公共団体の歳入であり、他の財源と同様、適正に管理運用されなければならない。

一方、観光産業の特性上、社会情勢等に応じ効果的な財源の活用を図るには、機を逃すことなく柔軟かつ積極的な施策を展開する必要がある。そのための重要なポイントが、これまでも岐阜市と連携して観光振興に取り組み、新たに地域DMO候補法人として観光の舵取り役を担う公益財団法人岐阜県観光コンベンション協会において、ステークホルダーの積極的な合意形成に基づき事業を推進することにある。それには、一定のルールのもとで柔軟な予算執行を可能とする運用方法の検討も不可欠であり、同時に、適切な運用を担保するための評価チェック体制の構築も肝要である。

こうした体制整備は、今後、観光振興財源として宿泊税の導入を図る際の重要な検討課題であり、活用スキーム案として委員会で示されたものを参考として記載する。



4 おわりに

折しも、本年12月20日に岐阜県内の高山市、下呂市の両市議会で、宿泊税に関する条例案が可決され、ともに令和7年10月施行を目指し手続等を進められるとのことである。現在、約50の自治体が宿泊税導入に向けた検討に着手しており、一方、大阪府など先行自治体においても順次制度の見直しを実施するなど、観光振興の有効財源として宿泊税を取り巻く状況は大きく動いている。

今後、岐阜市において観光振興施策を強化していくにあたり、新たな財源の検討は必須であることから、本委員会の検討結果を参考にされるとともに、引き続き、社会情勢や国の動き、先行自治体の状況などを注視し、地元関係者との連携を密にしながら、慎重かつスピード感をもって取り組まれることを期待する。

最後に、このたびの諮問事項の検討にあたり、各種調査等にご協力いただいた事業者の皆様と、岐阜市の持続可能な観光まちづくりに資する思いを一つに終始熱心な議論を交わされた関係各位に対し、心から感謝を申し上げます。

(参考)岐阜市観光振興検討委員会の概要

①設置根拠

岐阜市附属機関設置条例、岐阜市観光振興検討委員会規則

②委員構成(敬称略・五十音順)

所 属	役 職	氏 名
岐阜長良川温泉旅館協同組合	理事長	伊藤 善男
岐阜乗合自動車株式会社	観光営業部長	加藤 孝幸
特定非営利活動法人ORGAN	理事長	蒲 勇介
岐阜大学社会システム経営学環	教授	後藤 尚久
岐阜観光索道株式会社	代表取締役社長	篠田 晃
一般社団法人日本旅行業協会中部支部	岐阜県支部長	杉浦 孝典
一般社団法人岐阜県観光連盟	常務理事	服部 敬
岐阜市周辺観光タクシー運営協議会	会長	平下 和重
一般社団法人岐阜ホテル会	代表理事	藤井 幸彦
協同組合岐阜市土産品協会	代表理事	藤吉 里美
【委員長】 岐阜大学社会システム経営学環	教授	三井 栄
【副委員長】 岐阜商工会議所	専務理事	森 健二
公益財団法人岐阜観光コンベンション協会	専務理事	森 正隆
株式会社十六銀行	地域創生部長	若森 信一

※委員長、副委員長は委員の互選により選任

③会議の開催状況

開催日	開催回・会議名	議事
令和6年(2024年) 4月10日(水)	第1回 観光振興検討委員会	・諮問 ・岐阜市の観光施策の現状について ・今後の取組みの方向性及び財源の候補について ・今後の検討の進め方について
	第1回 財源検討部会	・今後の部会の進め方について
5月22日(水)	第2回 財源検討部会	・財源確保策の整理
6月28日(金)	第3回 財源検討部会	・財源確保策の整理(宿泊税の検討)
7月19日(金)	第2回 観光振興検討委員会	・財源検討部会からの報告 ・今後の検討の進め方について
	第4回 財源検討部会	・宿泊事業者向けアンケートについて
8月29日(木)	第5回 財源検討部会	・宿泊事業者向けアンケートの集計結果 ・宿泊税の制度案について
10月28日(月)	第3回 観光振興検討委員会	・宿泊税の制度案について
12月18日(水)	第4回 観光振興検討委員会	・宿泊税の制度案について ・答申案について
12月24日(火)	答申	

諮 問 書

岐阜市魅政第4号

令和6年4月10日

岐阜市観光振興検討委員会 委員長 様

岐阜市長 柴 橋 正 直



岐阜市の持続可能な観光まちづくりを推進していくための
取り組みの方向性および財源確保の方策について（諮問）

記

本市では、2020年3月に策定した「岐阜市観光ビジョン」に基づき官民が連携して様々な観光振興策を推進しているところですが、近年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国家間の紛争、あるいはデジタル技術の進展に伴う情報伝達手段の劇的進化など、観光産業全体が非常に激しい時代の変化に見舞われています。

一方、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、税収の伸び悩みに加え、社会保障費等の増加や公共施設等のマネジメントなど、基礎自治体にとって大変厳しい財政状況に直面しているとともに、労働力の減少による地域経済の縮小なども懸念されています。

観光分野は、本市にとりましても重要な産業の一つであり、将来にわたり社会情勢や多様化する来訪者のニーズの変化に対応しながら地域の観光を持続的に発展させていくためには、従来の財源のみに頼らない、新たな観光振興の財源を確保する必要があります。

つきましては、本市が持続可能な観光まちづくりを推進していくための取り組みの方向性および財源確保の方策について、諮問いたします。